

国際日本文化研究センター保有個人情報保護担当者の指名について

平成 21 (2009) 年 4 月 30 日 管理部長裁定
令和 4 (2022) 年 3 月 30 日 最終改正

人間文化研究機構保有個人情報保護規程第 5 条第 1 項により指名する保護担当者は、管理部、国際研究推進部及び情報管理施設においては各課課長とする。